

平成 22 年 6 月 9 日現在

研究種目：基盤研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19330018
 研究課題名（和文） 児童虐待の予防と対応——法的検討と医学的・心理学的・社会学的考察
 研究課題名（英文） Prevention, Intervention and Postvention of Child Abuse: Legal, Medical, Psychological and Sociological Observation
 研究代表者
 町野 朔（MACHINO SAKU）
 上智大学法学研究科・教授
 研究者番号：60053691

研究成果の概要（和文）：全 10 回の研究会、台湾、オーストラリア、フランスでの現地調査、児童自立支援施設の訪問を通して、現在のわが国の児童虐待防止システムを検討し、虐待児童の早期発見、保護に重点がおかれた本システムの課題を明らかとした。児童虐待への対応は、発生予防から発見、保護、児童の自立支援・保護者の回復支援という総合的対策として行われなければならない。研究開始当初目的としていた立法提案を含む提言までには到達できなかったが、複雑な問題を抱える児童虐待への対応について問題の整理ができたことについては大きな意義がある。

研究成果の概要（英文）：We held the study-group meeting 10 times through our research term, and visited the child welfare organizations and facilities in Taiwan, Australia, and France for research. Through these activities, we studied the child abuse prevention system of Japan and made clear the problems of Japan's system which focuses on the early detection of a child abuse and protection. To cope with child abuse problems, however, we must formulate whole system which encompasses prevention of child abuse, its detection, child protection, parents recovery support and family reunification. Although we have not reached to a legislation proposal yet, we have clarified the issues and systematized complicated problems.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2007 年度	5,800,000	1,740,000	7,540,000
2008 年度	5,400,000	1,620,000	7,020,000
2009 年度	3,700,000	1,110,000	4,810,000
年度			
年度			
総計	14,900,000	4,470,000	19,370,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・刑事法学

キーワード：児童虐待・親権・児童相談所・警察・検視・子ども裁判官・児童自立支援施設

1. 研究開始当初の背景

| (1) 日本の児童虐待対策は 1974（昭和 22

年)の「児童福祉法」によって行われてきた。それは、都道府県の設置する児童相談所が被虐待児童の保護と保護者の指導を行うというものであり、その基本的枠組みは現在に至るまで変わっていない。大きな法改革が行われないまま半世紀が経過したが、いくつかの重大な事件を受けて、2000(平成12年)、「児童虐待の防止等に関する法律」(以下児童虐待防止法という)が議員立法として成立した。

(2) 同法は、虐待された児童を発見した時の通告義務規定(6条1項。その不履行には罰則は設けられていない)と、秘密漏示罪(刑法134条)等の秘密保護のための刑罰法規はこのような「通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈されてはならない」とする解釈規定(児童虐待防止法6条3項)を置くことによって、上記の児童福祉法による児童相談所の早期介入・保護を容易にしようとした。また、相談所の立ち入り調査(同法9条)に警察の援助が得られることとし(同法10条)、保護者の意に反して児童の入所措置がとられた場合には保護者の児童に対する面会・通信を制限する(同法12条)、などとした。児童虐待防止法(附則2条)は、施行後3年以内の検討を義務付けていた。

(3) 他方、尼崎事件(2001年)、岸和田事件(2003年)と深刻な事件が続き、わが国のシステムの機能不全を認識せざるを得なかった。このような状況で2004(平成16年)末には児童福祉法、児童虐待防止法が相次いで改正された。しかしなお、例えば2006年10月には奈良県で起きた3歳児の餓死事件など、依然として深刻な児童虐待事件は後を絶たない。日本の児童虐待防止法システムはよく機能していないばかりでなく、その基礎に深刻な問題があると考えられる。

2. 研究の目的

(1) 児童虐待は法律や制度の改正が行われたにもかかわらず、深刻な時間が後を絶たない。本研究は法学、医学、心理学、社会学等異なる学術分野の研究者・実務家が協働し、児童虐待の予防と適切な対応のため、どのような法律を作るべきなのか、またどのように運用を改善すべきなのかを考察し、児童虐待防止法システムを健全に機能させることを目的としている。

(2) 具体的には次に挙げる通り、大きく3つの課題を明らかにする。

① 通報制度と児童相談所による初期対応
児童虐待は家庭という極めて外部から認

識しづらい場所で行われており、その発見は通報に頼らざるを得ない。しかし通報した後に関係者との間にトラブルが発生することを恐れ、通報をためらう医療関係者、学校関係者がいることも事実である。また、通報を受けてからの児童相談所の初期対応も非常に重要である。児童の安全確認のために、法律上、あるいは運用上、どのような措置を講ずるべきか、早急に明らかにしなければいけない。

② 児童虐待発見—特に刑事手続きとの関係において

児童虐待事件への刑事司法の介入は、被害児童への影響、家庭再統合の可能性を考えながら、慎重に進められる必要がある。しかし、事件次第では、刑事司法の介入が不可欠な場合あり、それは(a)死亡を伴わない児童虐待の場合、(b)児童が死亡した場合と分けられる。これらはそれぞれについて検討する必要がある。

③ 虐待者の処罰と司法関与

家庭再統合のためには、虐待した親の行動変容が必要である。日本では2004年の児童福祉法改正により、措置入所の更新のときに、家庭裁判所は、保護者に対する「指導措置」をとるべきことを都道府県に勧告しようとした(児童福祉法28条2項・6項)。今後は虐待親に対して司法がどのように関与していくのか、処罰を講じるかも含めて考えなければならない。

3. 研究の方法

(1) 研究会の開催

研究会の頻繁な開催を通じ、上記に挙げた具体的課題について検討する。また、児童虐待への対応の実際について、裁判所、警察署・検察所などの刑事司法機関、都道府県の児童相談所、市町村の窓口、小児科・児童精神科などの医療機関、子どもの保護・虐待者のプログラムを行うNPO団体などから情報を収集する。

(2) 事例研究

児童虐待を防止することができず、児童が死亡に至った事件、事故と処理されたが虐待が疑われるような事件を幾つか取り上げ、事実関係の詳細な分析を通じ、わが国の児童虐待対応制度のどこに問題が存在したのかを検討する。なお関係者の個人情報の保護については、個人情報保護諸法や条例等に十分留意するとともに、関係者のプライバシーや秘密の保護に努める。

(3) 児童虐待防止機関の調査・研究

国内の児童相談所、児童養護施設、都道府県の警察、児童虐待対策担当部局、民間の児童虐待防止団体を訪問し、法的・臨床的観点から詳細に調査する。

(4) 各国の制度の調査・研究

日本における問題は、すでに諸外国において経験されていることが多く、その問題解決のための方策には学ぶところが少なくない。そこで諸外国における児童虐待対策のための制度、その運用について実地調査を幅広く行い、特に法学者、法律実務家、医療関係者、臨床家、行政担当者、民間団体の関係者などとの意見交換を積極的に行う。その事前準備として、コンピューターを利用し、内外の文献の検索、インターネットを利用した情報収集を行い、研究の効率化を図る。

4. 研究成果

(1) 本研究について最も重要な点は、児童虐待という外部から認識しづらい現場の最前線で児童保護に当たる人々に研究協力を依頼し、法学者、法律実務家、医療関係者、臨床家、行政担当者、民間団体の関係者という他職種の、多様な人々によって、多角的に研究されたことにある。

(2) 全10回の研究会が開催され主に次に挙げるテーマについて報告、議論がなされた。

児童虐待防止法等 2007年改正について、韓国の情勢、台湾の情勢、警察における児童虐待防止に向けた取組、民法の親権概念についてと最近の判例の動向、性的虐待の鑑定例、児童逆知あと裁判所のかかわり、検視制度、警察と児童相談所、立ち入り調査、家庭裁判所と児童相談所、家庭再統合、家庭裁判所の役割、児童虐待防止法の経済評価について。これらについての詳細な報告として、報告書を出している。

(3) 全3回(台湾・オーストラリア・フランス)の海外調査を行い諸外国と国内を比較することにより、次のような研究の段階に至った。

①児童福祉法と児童虐待防止法という日本のシステムの基本は維持するとしても、システムの中核である児童相談所の態勢強化、警察との密接な連携の必要性、家庭裁判所による司法関与の在り方について、議論をまとめる。

②親の回復支援プログラム実行のため家

庭裁判所のより積極的な関与の必要性について検討。

③フォスターケアの推進と並行して刑事司法のより積極的関与について検討。

(4) 本研究の成果報告として2010年3月に「児童虐待の予防と対応—法的検証と医学的・心理学的・社会学的考察」を発行。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[学会発表](計1件)

和田 一朗

児童虐待防止政策の評価—社会的養護の経済評価を中心に—

日本子ども虐待防止会議(NaPSAC)ワークショップ

2009年11月28日 大宮ソニックシティ

6. 研究組織

(1) 研究代表者

町野 朔(MACHINO SAKU)

上智大学法学研究科・教授

研究者番号: 60053691

(2) 研究分担者

()

研究者番号:

(3) 連携研究者

岩瀬 徹(IWASE TORU)

上智大学法学研究科・教授

研究者番号: 80384155

小西 聖子(KONISHI TAKAKO)

武蔵野大学人間関係学部・教授

研究者番号: 30251557

山本 輝之(YAMAMOTO TERUYUKI)

明治学院大学法学部・教授

研究者番号: 00182634

柑本 美和(KOUJIMOTO MIWA)

東海大学実務法学研究科・准教授

研究者番号: 30365689

中谷 陽二(NAKATANI YOUJI)

筑波大学人間総合科学研究科・教授

研究者番号: 30164221

飛鳥井 望(ASUKAI NOZOMU)

(財)東京都医学研究機構

東京都精神医学総合研究所・分野長
研究者番号：30250210

西 希代子 (NISHI KIYOKO)
上智大学法学部・准教授
研究者番号：40407333

東 雪見 (HIGASHI YUKIMI)
成蹊大学法学部・准教授
研究者番号：80366921

野崎 薫子
東京大学法学研究科・教授
研究者番号：60376382

奥山 真紀子
国立成育医療センター
こころの診療部・部長
研究者番号：70177195

岡部 喜代子
東洋大学法務研究科・教授
研究者番号：00297722